

# オーストラリアの税制リサーチペーパー

## ——労働党政権の税制改革——

田 淵 正 信

追手門学院大学

### I. オーストラリア政府の財政事情と税制

#### 1. オーストラリア政府の財政事情

21 世紀のオーストラリア政府の一般会計部門の歳入と歳出のバランスは以下の通り 2003 年 6 月期以降収入超過が続いている。このような政府財政の黒字が税制においても減税の余地を与え、2007 年の選挙でもラッド労働党が減税を公約として挙げるのが可能であった根拠と考えられる。

表 1 オーストラリア政府の収支 (百万ドル)

Year	Receipts	Payments	Future Fund earnings	Underlying cash balance
2001-2002	187,495	188,478	0	-983
2002-2003	204,552	197,066	0	7,486
2003-2004	217,722	209,686	0	8,036
2004-2005	236,943	222,327	0	13,616
2005-2006	255,903	240,060	51	15,792
2006-2007	272,584	253,242	2,135	17,208
2007-2008 (e)	295,622	275,090	3,717	16,815

オーストラリア政府 Budget 2008-2009, 10-8 より抜粋

#### 2. ラッド労働党政権の誕生とオーストラリアの税制

オーストラリアでは 2007 年 11 月の選挙で 17 ぶりにハワード氏が率いる自由党政権から、ケヴィン・ラッド氏が率いる労働党に政権が代わった。本稿では新しく誕生したラッド労働党政権の政策について税の観点から所得減税、教育関連税制、住宅関連税制について検討してみたい。

### (1) 所得税減税

労働党政権は今後4年間で470億ドルの個人所得税の軽減を約束している。この減税は経済を支える中心である中低所得者を対象としている。

①2008年7月からの会計年度における所得税の減税策の概要は下記の通りである。

低額所得税控除が750ドルから1200ドルに増額

税率30%適用範囲・・・30,001ドルから34,001ドルに引き上げ

税率40%適用範囲・・・75,001ドルから80,001ドルに引き上げ

税率45%適用範囲・・・150,001ドルから180,001ドルに引き上げ

②2009年7月からはさらに所得税減税が下記の通り進むことになっている。

低額所得税控除が1350ドルに増額、税率30%適用範囲が35,001ドルに引き上げ、税率40%が38%に引き下げ

③2010年7月からは下記の通り

低額所得税控除が1500に増額、税率30%の適用範囲が37,001ドルに引き上げ、税率38%が37%に引き下げ

以上の結果、課税最低限が2008-2009年では14,000ドル、2009-2010年では15,000ドル、2010-2011年では16,000ドルとなる。

### (2) 教育関連

労働党政権は教育革命 (Education Revolution) と称して教育関連では子育てのために今後5年間に総額57億ドルの予算が追加される。その概要は、①9歳から12歳の学生のために学校にコンピュータとコミュニケーション・テクノロジーを提供する。②2013年までに4歳児が週に15時間、40週/年の早期教育を受ける仕組みを提供する。③国民教育プログラムにより、国民の労働力の技術的な可能性を増大させるために、スキルを身に付けるためのトレーニングの場を提供する。

税制としての家族、子育て支援の概要には、①ファミリー・タックス・ベネフィット、②ベビーボーナス、③チャイルド・ケア・タックス・リベイト、④チャイルド・ケア・ベネフィット等がある。

### (3) 住宅関連

初めてマイホームを購入する人のための預金口座 (FHSA First Home Saver Accounts) 制度が創設された。

最初にマイホームを購入する人にとっての主要なハードルは一定の頭金を貯めることである。そこで、オーストラリア政府は4年間に12億ドルを予算化して最初のマイホームを購入する手助けをすることとした。この制度によれば、本人の年5000ドルの本預金への拠出に対して17%の政府からの補助がある。この口座は最高75,000ドルが上限とされている。また、利息に関しても15%の税率が適用される。

ただし、現地でのヒアリングによれば、この FHSА も実際のマイホームの価格が高騰しており、75,000 ドル（約 750 万円）では取得時の資金としては十分でないとの意見もあったが、不動産取引に係る印紙税の軽減なども合わせて、若年者のマイホーム取得には有効と考えられる。

## II. オーストラリア税制の歴史と体系

### 1. オーストラリア税制の背景

1884 年、オーストラリアの税制は最初に州税として導入された。

1916 年、連邦税は第一次世界大戦のための財政対策として最初に課された。

1916 年、州税と連邦税の 2 重の税制となったので州税と連邦税の統一化に向け進むこととなった。

1923 年、連邦税の重複制度の最小化に向けた改正の提案がなされた。

1936 年、連邦所得税法 (ITAA 36) で制度化が行われた。

1942 年、連邦所得税の課税と徴収に関する制度化が行われた。

現在、所得税は連邦政府のみ。

### 2. 連邦税の仕組み

#### (1) 連邦所得税の法律

① 連邦議会が憲法により所得課税の権限を有する (憲法 51 ii)。

② 所得税はそれぞれ一つの法律に分けて制定されている。それぞれの法律が課税対象と徴収方法の取り扱いを定めている (憲法 55)。

③ 徴収は連邦政府の機関により行われる。

#### (2) 連邦所得税の憲法上の規制

Commonwealth of Australia Constitution Act

Chapter I. The Parliament.

Part V – Powers of the Parliament

51. The Parliament shall, subject to this Constitution, have power to make laws for the peace, order, and good government of the Commonwealth with respect to : –

(ii.) Taxation ; but so as not to discriminate between States or parts of States :

① 憲法 51 ii の実現のために、税制に係る立法措置は実際の文章に記述されなければならない。

② 税法は課税対象と税の賦課のみを取り扱う。

- ③ 税法は州間で差別されてはならない。
- ④ 税の免除（憲法 114）、Ex：州の財産は非課税
- ⑤ 所得課税に係る規制の適用範囲について、オーストラリア税制は国外所得に及ぶが、その前にオーストラリアとの関連性のある一体のものでなければならない。Ex. 国外源泉所得

### 3. 州の所得税

- (1) 1942 年，第 2 次世界大戦の最中，連邦政府は州間の税率に著しい違いあることが不経済であることが問題になり，連邦政府が所得税を徴収する位置づけにかわった。
- (2) 連邦政府が歳入した税を州政府に返すことになったので，州政府はそれ自身では所得に課税しないことになった。

### 4. 連邦政府と州政府の税の配分

- (1) 連邦政府は州政府の財政支出を行う。
  - ① 特別目的支給
  - ② 一般歳入援助
- (2) 個々の州への一般歳入の割り当て  
連邦政府譲与委員会の水平的公平性維持基準に沿って分配する。
- (3) 1998 年，州税としては印紙税，ペイ・ロール税が確保することとされた。
- (4) 2000 年 GST が導入された。連邦政府が徴収した GST は州政府の税金の廃止を条件にして州政府に分配される。

### 5. 州政府の税金

- (1) 州の歳出には，GST を共有する制度では歳入が不足するため，州政府は印紙税やペイ・ロール税，土地税，タバコやアルコール，ガソリンのフランチャイズ報酬からの税収に依存することになった。
- (2) 2000 年 6 月から GST が連邦政府により徴収されたが，州政府に配分された。これは，州政府のベッド税や印紙税等が廃止された税収の減少に当てるものであった。

### 6. 税制の仕組み

- (1) 所得税法
  - ① 所得税に係る連邦政府の所得税法体系，ITAA 36，ITAA 97
  - ② 所得税申告制度（1936/1997）が国税庁長官から提供され，ITAA 36，ITAA 97 を明確にするため公示されている。

③ 税率法が ITAA 36, ITAA 97 の課税所得の税率を決めている。違った法律の下で税率と申告制度が示されている。最も重要なのは 1986 年税率法と医療保険税法である。

④ 国際的な合意

オーストラリアは世界の 40 以上の国と二重課税の回避と協調のため租税条約を締結している。

⑤ 税務署法

1953 年の税務署法がオーストラリアでの税制の管理と ATO の権限維持の元である。  
(Ex. 源泉税, 軽度の違反や訴追条項)

⑥ フリンジ・ベネフィット税制

1986 年フリンジ・ベネフィット税制に基づき, 雇用主は従業員に付与している福利厚生関係についての税金を納めなければならない。

## 7. 税制の管理組織

(1) オーストラリア税務庁 (Australian Tax Office ATO)

キャンベラにあり, 税制の管理監督を行っている。税務コミッショナーを最高責任者とし, 次席コミッショナーを 3 人とそれぞれに第一補佐官を置く。

(2) ATO の決定に対するレビュー

① ATO にはそれ自身の内部レビュー制度を有するが, アセスメントに不満な納税者は異議申し立ての権利を有している。

② 納税者は ATO のよって損害が生じた場合には損害賠償の請求をすることができる。

(イ) 法的責任への賠償

(ロ) 不完全な管理によって生じた損害への賠償

(3) 納税者憲章

法令に基づく納税者の権利の概要や ATO と納税者の重要な納税義務を示す。

(4) 他の ATO の助言・・・裁定, 決定

① ATO の職員が使った資料のコピーの公的な再検査を提供する義務を後 ATO に負わせている。

② 公開ルール・・・特別な仕組みや, 仕組みの区分に関連して, 税法の仕組みや区分方法について

(5) 決定

税務通達集が公表されている。

(6) 記述された助言

ATO は納税者と税務職員を助けるため税務通達が公開されている。

## (7) 秘密保持義務

連邦政府及び州政府職員には秘密保持義務がある。

## (8) 税務申告の手順

- ① 財務年度終了（6月30日）・・・税務申告のデータ呼び出し
- ② 税務申告のパターンの選択・・・個人，パートナーシップ，会社，信託，年金ファンド
- ③ 査定（アセスメント）・・・コミッショナーが課税所得や納税額を決定
- ④ 源泉納付，予定納税（PAYG）での納税額が超過する場合は還付
- ⑤ 決定に異議のある納税者はATOに申し立て

## (9) 用語

- ① 所得
- ② 課税所得

課税所得＝査定所得－控除

- ③ 査定所得

通常概念に従った所得（常識的な所得，ITAA 36，ITAA 97を含む）

- ④ 非課税所得
- ⑤ 控除

ITAA 36，ITAA 97による一般的，特別のもの

- ⑥ 税額控除・・・他の納税額からの差引く額（納税額から控除）
- ⑦ 会計年度

納税年度は12ヶ月で7月1日から6月30日である。

現金基準・・・ほとんどの個人の納税者，所得は実際に収受したときに発生

実現基準・・・ビジネスで使われる基準

- ⑧ 会社・・・法的な存在に対して課税
- ⑨ パートナーシップ

パートナーはパートナーシップの持分に応じて個人で課税される。

- ⑩ 居従者，非居住者と課税対象

(イ) 居住者・・・通常の所得及び法定された全世界の所得

(ロ) 非居住者・・・法定されたオーストラリアの所得

### Ⅲ．オーストラリアの税制

#### 1. 税金の種類

##### (1) 所得への課税

オーストラリアの企業，居住者は全世界の課税所得に対して納税義務を有す．

##### (2) 消費への課税

GST (Goods and Service Tax)

##### (3) キャピタル・ゲイン課税

##### (4) その他

#### 2. 所得課税

##### (1) 課税期間は7月1日から6月30日

##### (2) 課税所得は各課税期間で計算する．

課税所得＝査定所得－認定された控除

#### 3. 企業課税

##### (1) 税率

基準となる税率は30%

キャピタルゲインも法人税率30%が適用される．

##### (2) 海外との取引

##### ①オーストラリア企業から海外への配当の支払

(イ) 課税済みの配当は源泉徴収対象外

(ロ) 課税未済の配当は源泉徴収対象

##### ②オーストラリア企業への貸付金

非居住者への支払利息は10%の源泉対象

##### ③オーストラリア企業からのロイヤリティー

外国の居住者への支払は15%の源泉対象

##### ④移転価格税制

(イ) オーストラリアの移転価格税制は非常に厳格で，ATOの一番重要な発遣対象である．

(ロ) 関連当事者間の国際取引は税務官署に情報提供が求められる．

##### ⑤過小資本税制

借入金が過大な場合，利息の控除は限定される．

#### 4. 個人課税

##### (1) 納税義務者

オーストラリアの居住者は国内及び海外の通常、法定所得についてオーストラリア所得税の納税義務者である。

##### (2) 2008/2009 年個人所得税の税率

6,000 ドルまで	ゼロ
6,001 ドルから 34,000 ドル	6,000 ドル超に対して 15%
34,001 ドルから 80,000 ドル	4,200 ドル+34,000 ドル超に対して 30%
80,001 ドルから 180,000 ドル	18,000 ドル+80,000 ドル超に対して 40%
180,001 ドル超	58,000 ドル+180,000 ドル超に対して 45%

##### (3) 医療保険賦課金

- ①永住権保有者に対しては課税所得に対して 1.5% の医療保険賦課金が賦課される。
- ②高額所得者が個人医療保険に加入しない場合には 2.5% の医療保険賦課金
- ③医療保険賦課金の免除は高齢者、低所得者、及び他の要件に適合する人が対象

##### (4) 海外所得

居住者は、海外信託への投資や国外企業からの利息、生命保険について課税される。

##### (5) 年金

雇用者は従業員のためにオーストラリア公式退職基金に賦課金を納めなければならない。

(サラリーの9%)

##### (6) 非居住者の所得税・・・2008/2009 年個人所得税の税率

34,000 ドルまで	29%
34,001 ドルから 80,000 ドル	9,860 ドル+80,000 ドル超に対して 30%
80,001 ドルから 180,000 ドル	23,660 ドル+80,000 ドル超に対して 40%
180,001 ドル超	63,660 ドル+180,000 ドル超に対して 45%

##### (7) FBT (フリンジ・ベネフィット・タックス)

- ①FBT=従業員に提供された非金銭的便益
- ②FBT の対象例・・・自動車、低金利貸付、無金利貸付、私的な支出への支弁
- ③FBT は従業員に課税されるのではなく、雇用者に最高税率で課税される。

##### (8) キャピタル・ゲイン課税

- ①1985 年 9 月 21 日以前に取得した財産に係るキャピタル・ゲインは課税対象外
- ②1999 年 9 月 21 日以前の資産については指数又はディスカウント法により課税所得の計算を行う
- ③1999 年 9 月 21 日以降の財産については、キャピタル・ゲインは純利益の 50% で計算する。



## (9) 他の税

### ① GST

(イ) ほとんどの財貨，サービスの消費に対して 10% の課税

(ロ) 輸出に対しては非課税

(ハ) 生鮮食料品，医療費，住宅家賃は非課税

### ② 土地税

土地税は州政府が課税

### ③ ペイロール・タックス

(イ) ペイロール・タックスは雇用者に課税される。

(ロ) 州税で州により税率が異なる。

ビクトリア州では 5.05%

ビクトリア州では 550,000 ドル以下の支払の場合は免除

## (10) 納税者番号

### ① 納税者番号の付与

納税者は納税者番号を付与され，銀行取引や証券会社，信託会社での資産の運用に不可欠である。非居住者もオーストラリア国内での資産運用については源泉徴収されるので，納税者番号が不可欠である。

### ② 金融機関等による納税者ごとの取引や所得の ATO への通知

資産の運用を受託する金融機関等は納税者の課税期間の取引の明細や所得の内容を ATO に直接通知する。

### ③ ATO におけるアセスメント

ATO は納税者からの申告と，金融機関等からのデータのマッチングを行い，申告内容が適切かどうかのチェックを行う。

## IV. 最後に

外国の税制を理解することの困難さを痛感した。税の体系が日本と異なり，また，オーストラリアの場合，教育や健康，福祉等の制度も税に組み込まれているものが多く見受けられる。日本の諸制度の体系に慣れ親しんでいるが故に，制度の違いに驚くと同時に，すんなり理解できない点が多くあった。これは現在の制度だけでなく，歴史的な税制の違いや，社会制度の違いによるものもあると考えられる。税を通じて他の国の歴史や諸制度の異同を見ることの厳しさと面白さがそこにある。今年度の報告ではオーストラリア税制について表面的なもの以上の把握はできなかったが，引き続き研究を続けたいと考えている。

また，今回の研究に対して多大なご支援を賜ったオーストラリア，メルボルンのジャミソ

ン・アリオット公認会計士事務所のバリー・ジャミソン所長並びにパートナーのジョセフ・キャニー氏には心より感謝申し上げたい。私たちの訪問を快く受け入れて頂き、また、オフィスに私たちの研究室も提供してくださり、オーストラリア税制についての詳細な説明資料やプレゼンテーションをして頂いた。これからも本研究を継続して、オーストラリアの税制の理解を深め、日豪両国の相互理解と経済発展に資するよう頑張ることが両氏に対する少しでものお返しになると考えている。